

財務省告示第五十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年一月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠	の条項及びそ の発行方法	額	払込金額	種類	発行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百四 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で九百四十九億円	九百四十九億九千四百九十万円	円、一億円及び十億円の六種	平成十五年一月二十日	年〇・一パーセント	平成十五年七月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。	

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 五	十 四	十 三	十 二	十 一
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	後 の 利 子 以

平成十五年一月二十日

取扱店並びに取扱郵便局

国債代理店及び国債元利金支払

日本銀行の本店、支店、代理店、

額面金額百円につき百円

平成十七年一月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を支払日とし、各支払期におい

毎年一月二十日及び七月二十日